

【組合手交】

2014年10月30日

ニフティ労働組合  
執行委員長 池田 大 殿

ニフティ株式会社  
代表取締役社長 三竹 兼司



積立休暇細部取扱いの改訂について

子の看護、家族の介護、不妊治療を利用目的とする場合に積立休暇の半日取得を可とするため、以下のとおり一部改訂する。

記

1. 改訂主旨

半日取得の導入

※改訂内容の詳細は、別紙の新旧対比表参照

2. 実施日

2014年11月21日

以上